

第 1 3 回

多重債務者対策本部有識者会議

2 0 0 9 年 5 月 1 9 日

午後3時59分 開会

○吉野座長 それでは、ほぼ時間になりましたので、ただいまから第13回の多重債務者対策本部有識者会議を開催させて頂きたいと思います。

本日は、お忙しい中をお集まり頂きましてありがとうございます。本日の会合も公開となっておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

この会議では、昨年7月から多重債務者と現場に接している方々をお招きいたしましてヒアリングを重ねてまいりました。本日のヒアリングによりまして、昨年の12月2日から開催されました第10回の有識者会合の際に皆様にお示しさせて頂きましたいろいろなヒアリングの項目で考えられるものをすべてカバーすることとなっておりますので、今回が本事務年度のヒアリングの最後とさせて頂きたいと思います。

初めに、事務局のほうから配付資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小野信用制度参事官 それでは、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

まず、配付資料としまして、この後ご説明頂きます宮城県の栗原市のほうからのご提出資料、資料1-1というものがございます。その次に、資料1-2として参考資料といたしまして「栗原市いのちを守る緊急総合対策」という資料があると思います。その後ろに資料2といたしまして、私ども金融庁のほうから提出させて頂いております提出資料、その後資料3といたしまして同じく金融庁提出資料で、これはヤミ金対策の実施状況についてのものです。最後に資料4といたしまして、警察庁のほうからご提出頂きましたヤミ金融事犯の取り締まり状況についてでございます。

また、席上のみで恐縮でございますが、栗原市のほうから別途参考資料を提出頂いております。

以上でございます。ご確認をお願いできればと思います。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは、今日は2つヒアリングがございしますが、1つは自治体が取り組んでおられますセーフティネット貸付制度につきまして、これは宮城県の栗原市の市民生活部長の小澤様からお話を伺います。それから2番目が、ヤミ金対策の現状についてのヒアリングを行いたいと思います。

それでは、まず第1番目の議題であります宮城県栗原市の債務整理資金貸付の取り組みにつきまして小澤様からご説明を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○小澤市民生活部長 初めてお目にかかります。宮城県栗原市の小澤でございます。本日はお招きを頂きありがとうございます。よろしくお願いします。

私のほうからは、栗原市における多重債務者救済のための貸付制度、栗原市のぞみローンとあわせて栗原市の多重債務者対策の概要についてご報告させていただきます。

○吉野座長 どうぞお座りになってお話しして頂ければと思います。

○小澤市民生活部長 初めに栗原市を簡単にご紹介申し上げます。

宮城県の北部に位置しておりまして、秋田県湯沢市、岩手県一関市に隣接しております。東北新幹線で、仙台から約30分、市内に東北新幹線くりこま高原駅がございます。平成17年4月に9つの町と1つの村が合併して、人口は約8万人でございます。白鳥の飛来地として有名なラムサール登録湿地の伊豆沼、内沼がございます。昨年の6月14日、岩手・宮城内陸地震の被災地で、現在「がんばろう栗原」を合言葉に市民が一丸となって復旧、復興に向けて懸命に取り組んでいるところでございます。

続いて、融資制度の目的について申し上げます。

栗原市のぞみローンは、市民の消費生活の安定及び福祉の向上を図ることを目的として平成20年1月4日に開始したものでございます。融資制度は、自殺防止対策の施策の一環として始まっております。平成19年6月の市議会本会議におきまして、栗原市の平成17年の自殺率が全国平均の約2倍の48.6と自殺率の高い現状が指摘されまして、佐藤勇栗原市長は、非常事態宣言を出さなければならない状況であると答弁し、総合的な自殺対策に早急に取り組んでいくことを表明しましたのがすべての始まりでございます。

次に、多重債務融資制度などの制度設計について、どのように進めているかについてご説明申し上げます。

栗原市は、ご覧のように市民への窓口と貸付資金の預託でございます。仙台弁護士会と金融機関は、それぞれの専門分野での協力と相互の連携を図って多重債務者を救済していこうとするものでございます。

次に、具体的な内容についてでございます。

仙台弁護士会と栗原市は、多重債務救済連携協力に関する協定書を昨年の3月27日に締結しております。連携協力事業の内容として3項目掲げておりまして、1として、多重債務者救済のための無料法律相談の開設で、月2回、第1、第3木曜日、8人の弁護士を交代で派遣して頂いております。2として、多重債務者発生予防のための啓発広報に対する協力。3として、連携協力事業として情報交換、制度設計等の指導助言、連携担当窓口の設置でございまして、

仙台弁護士会、栗原市それぞれ専任の連携担当窓口を設けてございます。

次のページでございます。

引き続き、具体的な連携の内容についてでございますが、仙台弁護士会と栗原市は、協定に基づき定期的に多重債務者救済のための協議の場を設けておりまして、昨年は年4回開催しております。案件によっては、金融機関の代表者も参加して実施しております。

12月の協議の際は、仙台弁護士会、市の担当者によるケース検討会議を行って、融資した個別案件の内容について協議しております。3月24日には、平成21年度栗原市いのちを守る緊急総合対策事業計画案実施事業の推進について、特に多重債務者救済連携協力事業の広報啓発の方法について、融資の個別案件の内容について日弁連多重債務対策本部事務局長の新里先生にもご出席を頂き、各種推進計画について協議並びにご助言を頂いてございます。

次にまいりまして、金融機関との連携についてでございますが、多重債務者救済のための新しい融資制度の創設に向け、平成19年9月に第1回多重債務者救済のための新しい融資制度創設プロジェクトチームを設置してございまして、市内の金融機関、6つの各支店、本店の担当者がメンバーとなっており、専門的なご意見を伺って検討を重ねてございます。ご覧頂いておりますのは、昨年6月6日に開催した会議の内容でございまして、この中で金融機関より多重債務者発生予防のための方策についても検討すべきとのご意見があり、発生予防事業として、中学生のマネースクールの開催を昨年の夏休みに実施してございます。

次に、仙台弁護士会との連携事業の一環として、今年2月3日に多重債務者救済支援担当者の研修会を開催しております。実際に現場で相談支援を担当する民生委員、児童委員21名、金融機関の融資担当者16名、市役所の保健師や福祉の担当者16名も参加してございます。実際に市民からの相談を担当する方々に参加して頂いて、研修によるスキルアップはもとより、多重債務者の掘り起こし等々にもつなげていきたいと考えてございます。

次に、4の制度の概要でございます。

貸付商品の名称は、栗原市のぞみローンとしております。貸付限度額は1,000万以内、貸付利率は7.9%で固定金利でございます。保証人は、原則として連帯保証人1人以上としております。なお、連帯保証人については、原則として家族を立てることが条件となっております。償還期間は10年以内、提携する金融機関は宮城県栗原市に本店があります仙北信用組合と岩手県一関市に本店がございまして一関信用金庫となっております。

次に、のぞみローンを利用した場合の③の多重債務解消のフロー、イメージ図でございます。ご覧のように、①の多重債務者が②に相談を頂き、福祉事務所の職員が面談をし、ケースによ

っては生活保護メンタルヘルス相談や、他の係と連携し相談を行います。③として法律専門家による法律相談、④として法的な解決方法とともにのぞみローンがございます。ほとんどの相談者はのぞみローンを利用しないで解決に向かっております。のぞみローンは、具体的解決方法の選択肢の一つとして位置づけてございます。

なお、制度設計等々につきましても、問題点がないかどうかケース検討も含めて、現在も弁護士会、金融機関と協議を続けているところでございます。

次に、融資実績等々からでございますが、栗原市のぞみローンが有効と想定しているケースの一例でございます。

法的整理を完了し、法的整理になじまない債務額、公共料金、教育費等々などで融資でないと生活再建が困難な場合のケースがございます。この場合ののぞみローンの融資貸付については、有効であるとケース検討の中で想定してございます。

次に、実際に貸し付けた事例でございます。

例1で40代の会社員のご夫婦、例2で20代の男性のケースでございます。この2つのケースは、交通事故や給与の減額等により生活資金の不足を補うために多重債務に至ったケースで、いずれも教育費、保育料、公共料金等の滞納があり、生活再建のために必要との判断から、例1でのぞみローン融資額182万円、例2で249万円の融資を金融機関で実行したものでございます。なお、金融機関は相談者の妻が出産後に働きたい希望があったため、働き場所を紹介し、現在に至ってございます。

次に、相談から始まる解決の道についてでございますが、栗原市といたしましては相談から始まる解決の道、まずは相談しましょうということで多重債務相談を行っております。仙台弁護士会、司法書士の先生方をお願いをし、任意整理等々、利息制限法を適用して引き直し計算をし、元本を圧縮し、将来利息をカットして無理のない分割返済方法で生活の立て直しを図ってございます。ほとんどの相談者は、のぞみローンを利用しないで解決に向かっておりますが、多重債務者救済のための具体的な解決方法の中の選択肢の一つとしてのぞみローンを位置づけてございます。

次に5としまして、融資制度の効果についてでございます。

初めに、貸し出し状況についてご報告申し上げます。のぞみローンにつきましては、平成20年1月4日から運用を開始し、平成21年3月31日現在の貸し出し状況は10件、2,232万円。内訳といたしまして、仙北信用組合4件、916万円、一関信用金庫6件、1,316万円となっております。なお、今年度に入りまして1件、215万円が成約いたしておりまして、4月30日現在

の融資総額は11件、2,447万円となっております。

次に、多重債務相談電話、42-3778（しあわせに みんななやむな）の利用状況についてご報告申し上げます。

融資制度を創設したところ、専用電話開設から1年間で381件の相談があり、今年は4月30日現在で相談件数が611件になっております。現在も多い日で1日7件の相談が寄せられている状況でございます。相談担当職員は福祉事務所の職員で、生活保護のケースワーカー出身者2名、社会福祉士1名などの社会福祉係5名の職員で、兼務体制で相談に対応してございます。

次に、相談件数が増加した要因についてでございますが、大きく3点挙げられると考えております。

1つとして、栗原市のぞみローンの融資制度の宣伝効果は非常に大きなものがございます。

2つとして、融資制度を勧める前に、法律専門家の無料相談が受けられ、適切な債務整理方針を選択し、解決へと導いてもらえるという栗原市の体制が多くの方の市民の信頼を得られたものと考えてございます。融資での解決を希望する相談者が、弁護士、司法書士の先生により自己破産や任意整理等々の解決方法の説明を受け、借りがえが最良の方法でないと気づくケースも数多くございます。

3つ目として、仙台弁護士会並びに関係機関と連携して作成したポスターや広報紙などの市民への広報が相当な効果を上げて相談が増加していると考えてございます。

3つ目の市民への広報の周知方法についてでございますが、ポスター掲示と自殺防止キャンペーン、さらには市で発行している広報紙の掲載により実施してございます。具体的には、市民の皆さんがよく集まる集会所、金融機関、医療機関など市内の404カ所にポスターを掲示しております。市民向けの多重債務無料法律相談のポスターでございますが、平成21年度弁護士による多重債務無料法律相談を開始しました、「必ず みつかります 電話からはじまる 解決のみち」等々としておりまして、新年度に入りまして市内の集会所、金融機関のATMの入り口付近等々の404カ所に新しいポスターを一斉に張り出してございます。

あわせて、「つながりを信じて ひとりで悩まないで相談してみませんか」ポスターで、関係機関・団体の協力を頂いて作成したものでございます。メンタルヘルス相談ポスター、多重債務相談ポスターと一緒に掲示してございます。

市民への広報の一環として、年末年始に向かって特に自殺防止キャンペーンを2日間にわたり実施いたしております。地元新聞社等々のご後援を頂いて、12月13日には多重債務等無料相談会を実施いたしまして、19件の相談がございました。翌日の日曜日の14日は、市内3カ所の

ショッピングセンターで関係機関・団体の協力を得まして、市長、市議会議長を先頭に街頭キャンペーンを実施し、市民5,000人に多重債務相談電話や各種相談窓口を記載したチラシ、ティッシュペーパーなどを配り、呼びかけを行ってございます。

さらに、市民へ多重債務者発生予防対策の周知を図るため、「広報くりはら」に仙台弁護士会連携事業として、多重債務特集を年4回掲載いたしてございます。市広報では、特集してお知らせしますと、相談者は多い月には前月比20%以上増加した月もございます。特集号並びに栗原市のぞみローンのお知らせチラシ等、各種ポスターを参考にお手元に配付してございます。

なお、そのほか参考資料として、平成19年8月1日に作成しました平成23年までに自殺率を30%以上減少させることを数値目標として掲げております「栗原市いのちを守る緊急総合対策」の要綱を、そしてこれに基づく具体的な推進計画をまとめた推進計画を参考資料の1-2として提出させて頂いております。あわせてご覧になって頂ければ幸いです。

最後になりますけれども、多重債務者救済のための新しい融資制度、のぞみローンを創設以来、相談件数も着実に増加してございます。平成21年度は、特に1つ1つの事例を大切にするを合言葉に、関係機関との連携を図りながら、なお一層市民のために1人でも多くの多重債務者の救済や支援に努めてまいりたいと考えてございます。

今後ともよろしくお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。よろしくお願い致します。以上でございます。

○吉野座長 小澤さん、どうもありがとうございました。

本来なら、ここでいろいろご質問させて頂きたいんですけども、2番目のヤミ金対策の現状についてのご説明が終わってから、あわせてご質問させて頂きたいと思います。

それでは、このテーマに関連しまして事務局のほうから報告説明をお願いいたします。

○小野信用制度参事官 お手元の資料2をご覧頂きたいのでございますが、ただいま栗原市の小澤様からご説明がございましたのに関連いたしまして、多重債務者に対する生活支援貸付の事例に関する資料を配付させて頂いております。

このような消費者を対象としたセーフティネット貸付制度というのは、ここに主な事例を書いてございますが、今日、ご説明頂きました栗原市の非常に革新的なイノベティブな事例のほかに、岩手県の信用生協、これにつきましてはかつてこの有識者会議で一回ヒアリングしたことがございまして一番歴史の古いものでございますけれども、そのほか昨年9月にヒアリングさせて頂きましたグリーンコープ生協ふくおか、昨年、貸付を開始しましたグリーンコープくまもとの事例であり、このような消費者を対象といたしましたセーフティネット貸付という

ものが徐々に広がってきていると思いますが、ただ、日本全国で整備されている状況にはございません。

つきましては、本日は栗原市の、この表に掲げた事例とは別のタイプでございますが、まさに弁護士会・司法書士会と市、それから金融機関が三者で協働したという新たなタイプでございますが、この事例も念頭に置きつつ、まさに都道府県や生協が行っているこのような多重債務者向けのセーフティネット貸付についてさらに全国的に拡大していくための課題について、特に絞ってご議論頂ければと思ひまして、この表をあわせて提出させて頂く次第でございます。

以上でございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

それでは、2番目のテーマでありますヤミ金対策の状況につきまして、お2人からご報告頂きます。

最初は、金融庁の角田金融会社室長、引き続きまして警察庁の白川生活経済対策管理官からお願いいたします。

角田金融会社室長、お願いいたします。

○角田金融会社室長 角田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料3をおめくり頂きたいと思ひます。ヤミ金対策の実施状況でございます。

最初に、抜粋しております多重債務問題改善プログラムでございますけれども、若干その中身からご説明を申し上げたいと思ひます。

ヤミ金の撲滅というふうに申し上げましても、いろいろ役割分担というか権限の範囲がございまして、私ども監督当局は貸金業法上の登録を受けた業者に対する行政上の監督権限がございまして、この権限を適切に行使して登録を受けているとはいえ、悪質な登録業者に対して厳正かつ適切な監督に努めていかなければいけないということがございます。

他方で、登録をそもそも受けていないという業者もございます。登録を受けていない業者につきましては、無登録ということで、これは罰則を含めた対応が必要になると、こういう構造になっております。そこで、警察と連携してこれら悪質な業者に対する対策を講じていかなければいけないと、こういうことになっているわけでございます。

そういう趣旨で、そちらの2つ目の丸のところに書いてあるわけですがけれども、無登録業者だけでなく、高金利等の違法な貸付けを行う悪質登録業者の徹底排除が必要である。そのため監督当局は、悪質登録業者への監督上の処分を徹底するとともに、警察への一層積極的な情報提供を図るとあるわけでございます。

また、3つ目のポツでございますけれども、ヤミ金による被害相談を受けた監督当局や警察は、状況に応じて迅速に被害をストップするために、違法な貸付けや取立てを直ちに中止するよう、電話による警告等を積極的に行うと、このように整理されているところでございます。

ヤミ金に係る情報と接触するという機会は行政としてあるわけでございます。それはいろいろな苦情という形で入ってくる。そこが登録業者だということでない場合には、行政上の権限を行使して何か抑止するということができない。したがって、情報を速やかに警察に提供するという連携が必要になってくるということでございます。

一方、登録を受けている業者が悪質な行為をしている場合、行政処分をきちんとやらなきゃいけませんけれども、同時に、これは刑事罰が適用になる場合がございますので、警察に情報提供をしていくという形で連携をしていかなきゃいけないと、こういうことでございます。

そこで、2ポツをご覧頂きたいのですけれども、そもそも無登録業者に係る苦情等の受付件数がどうなっているかということでございますが、19年度、金融庁、財務局、都道府県合わせまして1万4,942件ございました。20年度は1万4,243件ございましたと、こういうことでございます。

ちなみに、この数字、ここだけ見ると横ばいなのでよくわかりにくいかもしれませんが、少し前の数字を申し上げますと、平成18年度が1万9,075件ございました。その前、平成17年度が2万364件ございました。その前の平成16年度は1万7,022件ございまして、実はその前の年、平成15年度がピークでございまして、この年が2万6,231件と、こうなっておったわけでございます。

この数字をとり始めましたのが平成14年度の第4四半期からでございまして、この第4四半期の3カ月分で5,846件ございます。これは年率というか、仮に4倍にいたしますと2万3,000超ということになりますので、この平成14年、15年度あたりが非常に情報としては多かった。そこから少し落ち着いてまいりまして、19、20に関しましては1万5,000弱というところで横ばいで推移していると、こういう状況でございます。

私ども具体的に情報を入手した後に、実はさまざまな情報がありまして、非常に名前が不確かであったり、相手方も漠然としているものからさまざまなものがあるわけですが、その中で電話番号なり、住所なり、名称なり、相手が特定できるという場合については、こういう情報がありますということを警察当局のほうにご連絡を申し上げます。また、具体的に相手方のダイレクトメールとかが別途コピーなりが入手できて、客観的に違法な勧誘が行われているなどという場合には、直接警告をした上で警察に情報提供するという対応をとらせて頂いているとこ

ろでございます。それらの件数につきまして整理いたしましたものが、3ボツのところにあるような状況でございます。

対策と申しましても、入ってくる情報の内容によりましてできる対応も限られてまいりますので、このようなことになっております。それが1点。

それからもう1点、若干補足的な説明になりますけれども、ヤミ金というとお金を貸しているだけということのように受けとめられるかもしれないんですけれども、私ども最近ふえてきているなと思っているのは、お金を貸さないのにお金を貸すとだましている人たちがいると。保証料を払ってくればお金を貸しますよというような形である。これは一種の詐欺に入っているのではないかと思います。表向きはどっちなのかわからないことがありますので、私どもはいずれのケースにつきましても、生活経済課、各県警の生活経済課のほうに情報提供させて頂いておりますけれども、詐欺的な事案であれば、その中で捜査二課なりに回して頂いて対応して頂いている、このように承知をいたしているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○吉野座長 角田室長ありがとうございました。

では、引き続きまして警察庁の白川生活経済対策管理官からお願いいたします。

○白川生活経済対策管理官 今、ご紹介頂きました警察庁で生活経済対策管理官をさせていただきます白川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、ヤミ金融事犯の取り締まり状況を、ご報告をさせていただきます。資料4を、適宜ご参照頂ければと思います。

また、取り締まり状況ですので、必ずしもヤミ金融事犯の動向、実態を反映したものとは限らないのですが、私どもからは、そういうご判断をする上での一助となるような情報として、取り締まり状況という観点からお話をさせて頂ければと思います。

まず、その前に警察の取り組みですが、警察庁としても、いわゆる生活経済事犯対策を強化することに努めております。例えば政府でも犯罪対策閣僚会議というのがございまして、ここに「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」というのがございます。これは昨年12月に決定されたのでございますが、そこにも消費者の目線に立った生活経済事犯への対策の強化ということで、初めて盛り込まれまして、その中には今日の会合とはまた関係ないんですけれども、例えば食の安全とか、そういったものの取り締まりにも力を入れるということが掲げられておりますが、その中にもヤミ金融事犯が明記されているところであります。

このようなことを受けまして、警察庁においても今年の4月1日ですが、以前は生活経済対

策室であったんですけれども、生活経済対策管理官というのを新たに設置しまして、ヤミ金融事犯も含めた生活経済事犯対策への強化に努めているところでございます。

さて、それで取り締まり状況でございますが、資料4をご覧くださいと存じます。

まず、検挙状況の推移でございますが、平成10年には検挙の事件数というのは165事件、検挙人員も345でございましたが、その後、平成15年あたりから検挙の数自体は高水準になるように至りまして、平成19年は、484事件、995人の検挙人員を見ております。

ただし、平成20年には若干検挙は少し減少しておりまして、437事件、860人の検挙となっているところでございます。この理由というのは、なかなか明らかなではないんですが、ただ私どもの実感として、取り締まりが減ったからといってヤミ金問題が収束に向かっているとはなかなか言えずに、依然として国民の安全とか生活を脅かす重大な事犯であると警察庁としては考えておりまして、引き続き取り締まりに当たっているところでございます。

あと、2のところは、19年と20年の比較でございます。これは20年のところを見て頂きますと、無登録高金利事犯で検挙した事件数が250事件、それから検挙人員が493人、左側が前年の統計でございます。以下、無登録事犯だけで検挙したものが59事件、97人。それから高金利事犯が89事件、207人。その他の貸金業法違反や、詐欺とか恐喝といういわゆる刑法犯として取り締まって立件をしたものも含めましてその他に計上しておりまして、39事件、63人となっているところでございます。

あと、資料にはございませんが、警察として今、集中取締本部という形で取り締まり体制の維持をしているところで、先般の全国会議、例えば生活経済事犯の取り締まりに当たる都道府県警察の担当課長が集まった会議においても、さらなる取り締まりの強化について、私どもから指示をしているところでございます。

また、その他の情報といたしましてご紹介申し上げたい点がございます。

1つは、いわゆる警告の実施でございまして、これはヤミ金融の被害者の方々から相談が参ります。そのときに、ご本人の要望を確認して、警察から電話——大体電話でこういう取り立て等が行われているものですから——当該電話番号に電話をしまして、警察から警告を発しております。これが19年中は1万557件の警告を実施いたしましたが、平成20年には1万2,529件と約20%の増加で、警告にも力を入れております。

他方、ヤミ金融事犯で携帯電話が悪用されることでございまして、携帯電話不正利用防止法に携帯電話の契約者確認の求めという仕組みがございます。これは、警察署長から通信事業者に契約者確認の求めをしますと、通信事業者が契約者の確認をして、それで事実上この携帯電

話が利用停止になる、このような仕組みでございますが、これにつきましては平成19年中はヤミ金融事犯に関しまして206件契約者確認の求めをしておりますが、平成20年度中は1,025件、かなりパーセンテージにすれば約400%の増加となり、こういった携帯電話という犯罪に使われるツールを断っていくことにも力を入れていく、こういった視点での取り組みもしておりますし、また、いわゆる口座凍結の要請として、ヤミ金融に使われている口座について、銀行に要請をしまして銀行のご判断でなされるものですが、口座凍結を依頼する、こういった要請もしております。

これは平成19年中は7,892件でしたが、平成20年には1万171件と、これも約25%程度の増加となっており、警察としては周辺のこういった犯罪をやりにくくするような、あるいは口座凍結というのは最終的には被害回復にも資するものでございますので、そういった観点からも引き続き力を入れて実施していきたいと考えております。

非常に簡単ではございますが、以上であります。

○吉野座長 どうもありがとうございました。

それでは、皆様のほうからこれまでのご報告に対しまして、どなたでも結構でございますので、ご質問、あるいはご意見ございましたらお願いいたします。

ちなみに私のほうから、栗原市のケースなんですけれども、これは予算の項目としてはどういう形で出されていらっしゃるのかどうか。

それから、これまでは始められたばかりですけれども、大体こういうのというのは、失礼な言い方をすると最初はうまくいって、東京都の銀行もそうでしたけれども、その後貸し倒れがふえるようなことがあるんですけれども、そういう対策はどんなふうになさっているのか。

それから、3番目は、市民の方々へこういうのがあるという、先ほども広報のご説明がありましたけれども、やっぱりポスターとか市民の方が行かれるところに広報するのが一番効果的なのかどうか。その3つの点を教えて頂ければと思いますけれども。

○小澤市民生活部長 まず、予算の項目でございますけれども、いわゆる預託金1億円は予算上は衛生費といいますか、健康推進課というところの保健師等々がいる課の健康推進課の自殺対策のところ予算措置しております、1億円と、あとソフト事業費については約300万ぐらいというような状況でございます。民生費、それから衛生費でございます、予算上は衛生費の中でおおむね1億300万の予算を計上しております。

それから、貸し倒れの関係の対策等々についてですけれども、これはまず基本的に貸す金融

機関さんのほうで責任を持って貸して頂くという体制をとってございまして、おのおの融資する方々との相談等々、それからその後の融資後のいろいろな相談等々にも応じて、ケースによっては直接口座振り込みじゃなくて、お持ちになって毎月来て頂いて返済しているというようなケースもあるというふうに伺ってございます。

それから、3つ目ですけれども、広報等、やっぱり皆さんが集まる地域の集会所といいますか、コミュニティセンター的なところに張っていくのが一番いいかなというふうに考えてございます。

それから、栗原市は農村部でございますので、J Aさんといいますか、そういう金融機関さんのATM等々の付近といいますか、窓口に張らせて頂いているというような状況でございます。それが効果があるというふうに考えてございます。

○吉野座長 ありがとうございます。

宇都宮先生どうぞ。

○宇都宮委員 栗原市のほうにお伺いしたいんですけれども、提携する金融機関が仙北信用組合と一関信用金庫、それぞれ店舗数は複数なんですけれども、信用組合と信用金庫になっているんですけれども、ほかの金融機関も提携の話をされて最終的にこの2つになったのか、最初からこの2つに絞られてやられたのかということをお聞きしたいということと、それからもし栗原市と同じような取り組みをしようと思ったら、各地に信用組合と信用金庫があるわけなんですけれども、そういう自治体との提携というのは、信用組合、信用金庫としては比較的提携しやすい金融機関なのかということをお伺いしたいと思います。

それから、この制度を始めたきっかけが自殺対策だったというふうにお聞きしましたけれども、まだ短期間ですけれども、この対策によってその後自殺率の変化とか、そういうのがあったのかどうかもお伺いしたいと思います。

○小澤市民生活部長 まず、金融機関さんとの連携の関係なんですけれども、最初、先ほどご説明しましたように19年9月のまだ融資制度ができない時点で、新しい融資制度を検討するプロジェクトチームを市の指定金融機関等を通しまして、市内に金融機関の団体が、金融団という集まりがあるものですから、そこの6つの労金さん、J Aさん等々含めて、銀行さんが2つございましてお話をしまして、金融機関によっては本店等々の企画サイドのご意向等々あるので簡単に返事にはできないというようなお話等々もあったんですけれども、最終的にはそれぞれご事情がありまして、すべてにお声をかけたんですけれども、信用組合さんと信用金庫さんにご参加を頂いたという内容でございます。

それから自殺対策についてですけれども、これは私のほうで始まったのは19年8月20日から相談電話等々を開設しまして、翌年の1月以降、仙台弁護士会さんとの連携等々もございましたので、平成17年の自殺率よりは若干データ的には減少にあるんですけれども、結局因果関係といえますか、そういうところはちょっとはつきりしていないものですから、ただ現場で相談担当をしている職員の話等々を伺うと、そういった意味で悩んで来られる方もいらっしゃるんですので、どうしたらいいかというふうなお話も伺いますので、現場で担当する職員としては表現的に難しいんですけれども、救済しているといえますか、そういったような感覚としてはありますけれども、数字的にはまだはつきりしないような状況でございます。

○吉野座長 もう一つ、すみません、その関係で、自治体とこういう金融機関との関係というのは、今のお話ですと、すべての金融機関と金融団という形でしょっちゅう市とお話されているんじゃないでしょうか。

○小澤市民生活部長 銀行さん等々も含めて、JAさん、労金さんからは、それぞれメニューといえますか商品としてありますので、融資そのものには協力できませんけれども、いわゆるプロジェクト会議といえますか、職員を派遣して融資制度等々についてのいろいろな検討については協力しますよということで、6つのすべての金融機関さんに出席をして頂いて、今でも継続して融資の内容等々についてプロジェクトチームとしては存続してございます。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。

須田委員、いかがですか。

○須田委員 ちょっとこれは質問というか、認識をちょっと金融庁、警察庁のほうに伺いたいんですけれども、一部指摘として、ここ最近、規制の強化がヤミ金被害を増加させるんだというような指摘が出ているかと思えますけれども、金融庁の場合は十四、五年度から無登録業者にかかわる苦情受付件数等というところでとっている、あるいは警察庁も平成10年度以前はあるのかどうかあれなんですけど、この一連の流れを見ていると、やっぱり上限金利の引き下げ等、規制の強化の流れに乗っているとは思いますが、その因果関係というのはどういう認識を持っているのか。

特に、改正貸金業法の完全実施をされると、ヤミ金の被害件数あるいはヤミ金の件数がふえるのではないのかという指摘もありますけれども、そういった指摘についてはどういう認識を持たれているのか、ちょっと意見として伺いたいと思います。

○吉野座長 角田室長、いかがでしょうか。

○角田金融会社室長 やっぱり何かを申し上げるなら、データを示して申し上げなきゃいけな

いんだらうと思うんですけれども、今申し上げたような数字で何か意味のあることを申し上げられるのかと、例えば因果関係がありそうだと言えるかどうかという、ちょっとそこまで申し上げる自信はないなというところでございまして、一方で、じゃ、こういう状況であるから、そういう因果関係は絶対ないんだと言えますかと言われたら、それはまた自信を持ってそれだけのことを言えるような状況じゃないのかなと。

あくまで参考値としてこういうコンスタントにとっている数字で見えていくと、落ち着いている状況にありますということでありまして、あとはむしろ先生方現場でどのような感触をお持ちなのかということをもしろ伺ってみたいというのが率直なところでございます。

○吉野座長 白川管理官、いかがでしょうか。

○白川生活経済対策管理官 警察庁におきましても、今、委員ご指摘のようなお尋ねに答えるほどの材料はございません。ただ、平成15年あたりは、これは因果関係あるのかどうかわかりませんが、ある種、例の五菱会のヤミ金事案が大変蔓延して、警察として取り締まりを強化した。

ということで、ちょっと貸金業法の改正の動きと取り締まりの結果が連動しているかどうかは、大変恐縮でございますけれども、確たることは申し上げられないという状況でございます。

○吉野座長 委員、どうぞ。

○須田委員 そういった指摘があるということについては認識はありますか。

○角田金融会社室長 いろんな雑誌ですとか拝見していますと、こういった影響についてアンケート調査ですとかそういうことをなさって、一定の有意な結果と申し上げますか、こういう傾向が見てとれますよというご研究がなされているということについては、情報としては認識をいたしております。

○吉野座長 日本貸金業協会がアンケート調査をやったのがございまして、それは今須田委員がおっしゃったことも、私、同じようなことを思っていたんですけれども、ちょっと違うアンケート調査の結果なんです。

1つは、支出を少し控えるようにしたという人たちが随分ふえています。ですから、そういう意味では借りるのをやめてきたと。それから親兄弟、親戚から借りたという人が——借りられなくなったものですから、そういう人の数がふえているというのは、そのアンケート調査です。

それからここの数字でもありますけれども、ヤミ金の数が必ずしもふえていませんので、ですからいい意味ではそういう形で借入れを減らして下さったり、あるいは自分の周りの方

から借りるようになっていくというのが本当であれば、そちらが強いような気がいたしまして、須田委員は別に何かほかに情報をお持ちでしたら、ぜひ教えて頂ければと思いますけれども。

○須田委員 その辺、特に具体的な情報はないんですが、今回の改正貸金業法の完全実施に対して反対する側の立場から、かなりそういった指摘が行われているので、その辺に対して実際に数値、あるいは統計資料をお持ちになっておられる金融庁、警察庁あたりはどういう認識を持たれているのかなというのをちょっと伺いたかったと。むしろ、その辺、宇都宮委員のほうでいろいろと情報をお持ちなのではないかと思いますので。

○吉野座長 では、宇都宮先生、いかがでしょうか。

○宇都宮委員 情報としては、前回だったですか、日弁連のパンフレットをつくっているんですけども、弁護士会の統計はお出ししていると思いますが、弁護士会のヤミ金相談は減少傾向にあると。それは先ほどの金融庁の苦情受付件数と非常に似たような傾向で、やっぱり平成15年前後がピークで、一貫して減少傾向だということですね。

ただ、それ以外のデータが何かあるかというのと、我々も相談件数とか、こういう苦情件数で、客観的なデータとしてはそれしかないということですね。

それから、ついでによろしいですか。

先ほどの金融庁のデータの説明で、苦情受付件数のところで、平成19年度と平成20年度を見てみますと、2. 無登録業者に係る苦情等受付件数で、トータルとしては平成19年度より20年度が減少してきていますけれども、この中で都道府県は逆に苦情受付件数がふえているんですね。恐らく、都道府県は47都道府県すべてのデータだと思いますけれども、このそれぞれの県でばらつきがあるのか、全体としてふえているのか、あるいは特にふえているところとか、その辺はどうなんでしょうか。

○吉野座長 角田室長いかがでしょうか、わかりますでしょうか。

○角田金融会社室長 一応、財務局管内ごとに集計いたしましたので、ちょっと都道府県別になかなかあれなんですけれども、主にふえていますのは関東財務局管内ということでございます。

○吉野座長 関連しますけれども、金融庁の資料の3のところですけども、今、宇都宮先生がおっしゃったように、金融庁が減っていて、財務局も減っていて、都道府県がふえているというのは、やっぱり都道府県のほうが行きやすいとか、あるいはそちらのほうに質問しやすいという傾向が出ていると考えてよろしいんでしょうか。

角田室長いかがでしょうか。

○角田金融会社室長　そこまでの分析はしておらないので、私どもとしても開かれた利用者相談室として頑張らせて頂いているというふうに認識いたしております。

○吉野座長　本多委員、どうぞ。

○本多委員　全国クレ・サラ被連協の本多です。

今、栗原市からご報告頂いた件、非常に僕、伺ってしまして自殺対策と一緒に頑張って債務整理の運動を進める。融資制度を実施した。そのことの広報を通じて、実は融資まで至らなくても借金の整理がきちっとできている。そして、そのほうが大半だというお話を伺ってしまして、非常に僕はいいやり方をしているんだなということを強く思いましたし、こういう活動が全国の自治体で行われることを本当に期待したいと思っております。

それから、今のヤミ金がふえているかどうかという実感なんですけれども、私は東京で太陽の会の相談活動で年間700件から800件ぐらいの相談を受けているんですが、やはり平成14年、15年は相談受けた人の70%の人がヤミ金の被害でした。去年、おとしは大体10%から12%ぐらいです。だから、年々下がり、ヤミ金対策法が強化され、刑罰が強化され、警察の取り締まりがかなり積極的になされて、去年あたりからは先ほどの白川管理官のお話もありましたが、警告の電話をかなり積極的にやったださる警察官がふえたなというふうに実感をしてしまして、そういう中では、ヤミ金の相談件数は確実に減っていると、だからヤミ金の業者も確実に減っているなという実感はできているんです。

ところが、当時平成15年とか14年ころは、東京のヤミ金業者が全国に電話でもってやっていたことが本当に多かったんですけれども、最近、各地の被害者の会からお話を伺いますと、地域のヤミ金の被害がふえている。お金の貸し付けなんかも喫茶店みたいなところでお金を渡したりとか、パチンコ屋の前で道路で渡したりとか、要するに口座を使わないでやっているというやつが出てきていて、これはぜひ地元の警察にきちっと被害届を出していこうというふうにやっています。

私たち全国クレ・サラ被連協の方針としましては、4点セットでヤミ金を撲滅していこうというふうにしております。1つは、警察に対して被害届を提出すること。2つ目は、銀行口座を凍結の申請。それから携帯電話の凍結の申請。銀行口座で凍結されたお金で被害者の救済。振り込め詐欺救済法ができましたので、そのお金を取り戻していく。この4つを柱に、ぜひ今年もやって、ヤミ金が本当に1件もなくなるような撲滅できたなという年にしたいというふうに思っています。

それからあと、自殺対策の関係なんですけど、警察庁が5月14日に、平成20年度の自殺者の発

表、それからその理由、生活苦の理由とかいろいろ発表されました。その関係で、読売新聞とか各紙が自殺問題について報道されたんですが、14日は読売新聞に私たちの会の活動が報道されて、こういうふうに報道されますと全国各地から電話が殺到するんですね。

その中の1つ、典型的な相談、これは熊本の人だったんですが、実はお姉さんが800万の借金。これは、保証金詐欺にかかったって言ってました。保証金詐欺で、その800万円を結局クレジットカードで借りてヤミ金に払わされちゃった。そんなことを苦に自殺をしてしまった。どうしたらいいという相談があって、これは熊本の被害者の会の人たちに相談するようにということであつないでいるんですが、やっぱり本当に経済苦、生活苦、あるいはヤミ金の問題と絡んで自殺者がまだまだいるんだなということを実感をしていまして、引き続き私たちの活動も大事だなというふうに思っています。

とりわけ、今の派遣を切られて仕事がない。それから住まいもない。仕事を探そうとハローワークに通うんですけども、仕事を探そうにも住まいがないと探せない。住まいを探そうとすると、仕事をしていないとまた探せないということで青木ヶ原の樹海に行って、そこで保護された方々の相談を、ここのところ12月と2月にやっぱり私たち相談受けてまして、今、生活保護を受けて何とか暮らして、立ち直るように援助をしているんですけども、そんなこともあったことを報告しておきます。

経済生活苦による自殺者が7,400人。これは全体は3万3,000人で多少減っているんですが、経済生活苦による自殺者がふえているんですよ、ここの部分が。だから今のこういう情勢を反映しているんだなという感じがして、ぜひ多重債務対策を進める、そして栗原市のような取り組みを全国各地の自治体で取り組んで頂きたいということをお願いしたいと思っています。ありがとうございます。

○吉野座長 本多委員もおっしゃいましたように、この問題というのは金融だけで解決できる問題じゃありませんで、やっぱり経済対策とか、失業対策とか、社会福祉とか、そういう部分でのセーフティネットと、それから金融が両方ないといけないと思いますので、栗原市の場合にはまさにその両面を先ほどの図でいきますと、福祉事務所とか社会福祉の課が見て頂いて、それで金融でやるのか、それとも経済対策のほうでやるかというのを分けられてやっていらっしゃると思うんですけども、こういうのがうまく栗原市でワークし出したのは、やっぱり市長のリーダーシップとか、先ほどおっしゃっていた自殺が多いとか、そういうことがあったからこれがうまく行っているんでしょうか。それとも何か、8万人という割合規模が小さいので、これを例えばいろんな市町村なり県なりに広げていくためには、どういうことがキーポイント

だというふうにお考えでしょうか。

○小澤市民生活部長 先ほど冒頭に申し上げましたように、取り組むきっかけは平成19年6月の定例市議会で市会議員さんから一般質問がございまして、自殺率の高さを指摘されまして、市長が非常事態宣言を出さなくてはいけないような状況だというふうに答弁しまして、総合的な自殺対策をするというふうに議会答弁の中で明言しましたので、栗原市の場合にはトップダウンで、これはやはり私も当時担当部長でございまして、市議会終了後に市長に呼ばれまして担当課長と一緒に参りまして、とにかく総合的な対策等々を早期にということで、6月市議会でしたから6月20日過ぎに終わったんですけれども、お渡ししていますように、8月1日に「いのちを守る緊急総合対策」を庁議決定いたしてございますので、市長のトップダウンといえますか、そういうのがなければなかなか短期間のうちに進まないというふうには考えてございます。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。

○高橋委員 栗原市さん、事例報告ありがとうございました。

融資を含めた解決方法としてスタートしたけれども、ほとんどが融資を使わずに解決しているところが非常に大きなポイントだというふうに思います。のぞみローンという安全な借り入れ先を提示しているのとセットで、安心して相談できる法律専門家がいらっしゃるところも、まさに栗原モデルだというふうに思うんですけれども、このような事例、ぜひ広がってほしいと私も願っています。

そこで質問3点なんですが、1つ目は、昨年栗原市の事例はNHKの「福祉ネットワーク」で全国に報道されたわけなんですけれども、その後、他の市区町村からうちもやってみたいというような照会がありだったかどうかということをお伺いしたい。これが1点目です。

2つ目は、信金・信組と一緒にやっているというのは、今のところ栗原の例しか私は存じ上げないんですけれども、この地域の金融機関がこういうことをやることで、地域のビジネスをする上で非常に信頼感が得られたとか、先ほど6つある中の2つが参入しているわけなんですけれども、何かそういったことを聞いておられるようでしたら教えて頂きたいです。

それから、3点目は、貸し倒れ対策として金融機関が責任を持って貸すというふうに先ほどおっしゃったんですけれども、多分、市もいろいろサポートしていらっしゃるところがあるのではないかなというふうに思います。あるいは金融機関が事後的にサポートしていらっしゃる点もあるのではないかなというふうに思います。

例えば、今までヒアリングした中では、岩手の場合には家計管理指導をしっかりとやっていま

すし、グリーンコープもやはり同じようなシステムをとっているんですが、栗原市はセーフティネット貸し付けをした人に対して、安全に返して早く生活を再建するためのサポートをということでは、何か特別なことをやっていらしたら教えて頂きたいというふうに思います。

○小澤市民生活部長 まず、その後、県レベルでは2件照会ございました。それから市町村では、九州の長崎市さんとか、最近では山口の周南市の市議員さんから、それから関東では川口市の方、それからあと愛知県江南市とか、視察には5つか6つぐらいですかね、全国からおいでになっています。最近はメール等々でも送れますので、メール等々で資料を送ったのは20市か30市くらいあるかと思います。県レベルでは2件の照会がございました。

それから、いわゆる信金さんと信組さんとの関係なんですけれども、私も1度理事長さんとお話ししたことがあるんですけれども、信金さんも信組さんも地域に貢献したいというお考えで協力頂いているという、営業的な考え方でなくて地域貢献したいというお考えですね。ですから、市民の方が相談されて、先ほどご紹介しましたように就職等々のケースもございしますので、かなりこういった体制が市民の信頼を得られているというふうに考えてございます。

それから、貸し倒れ等々の関係なんですけれども、生活面のいろいろ例えば若いご夫婦の方とかですと、義務といいますか、申告は必ずしなくてはならないとか、そういったような相談等々に乗って、未申告ではなくて、きちっと義務として申告をして適切な納税をして頂くような相談をしたり、いろんな生活面、メンタル面での相談等々に乗っているケースは何件かございます。

○吉野座長 では、高橋委員どうぞ。

○高橋委員 よくわかりました。ありがとうございました。

それで、本来セーフティネット貸し付けは、全国どこに住んでいる人でも受けられるようにすべきだというふうに私は思っているんですけれども、なかなか広がらないので、それぞれの地域で命と暮らしを守るという視点から、今、そういう貸し付けができていると思うんですが。それで、国というか、そちらのほうにあれしていच्छる行政の方にお伺いしたいと思います。

私は、もっと国が動かなければいけない部分というのが、このセーフティネット貸し付けにはあると思っています。福祉資金の貸し付けが不十分で、あるいは保証人等が必要で自殺に至ってしまうという方々が絶えないわけですので、金融庁さん、今何かしようとしているのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

今、これから予算のシーズンですけれども、いろいろなところにばらまき予算だと言われて

いる中で、相談業務のほうはいろいろ回っているんですけども、このセーフティネット貸し付けに関して、金融庁が直じゃなくても、中小企業庁とかいろいろあると思うんですけども、国のほうでこういう手当てをしようとしているということがあれば、ぜひこちらで教えて頂きたいと思います。

○吉野座長 日本政策金融公庫という政府系金融機関からは、随分今回、セーフティネット貸し付けみたいなのがあるような気がするんですけども、中小企業庁の岩木企画官から願いますでしょうか。

○岩木金融課企画官 以前、ちょっと緊急保証とセーフティネット貸し付けのご説明をさせて頂いたんですけども、昨年2度の対策と今般の対策で、これは中小企業者、小規模事業者の事業資金、運転資金、設備資金なんですけれども、事業者が民間金融機関から融資を受ける場合にリスクがあるわけでございますので、各保証協会から100%のリスクフリーになるように保証を受けて運転資金を民間金融機関から借りるという緊急保証制度を実施しておりまして、これは昨年10月末から実施しておるんですけども、総枠30兆円、今回の対策で10兆円追加しまして総枠30兆円ということで、足元のところは全国の50万軒の事業者さんに10兆円というところでご利用頂いていると。

したがいまして、緊急保証制度はそういう趣旨でございますので、保証料も低く抑えていると。結果として、中小企業者に対する金利についても低く抑えているということでやっております。

一方で、政策金融公庫の貸し付けでございますけれども、これはいろいろございまして、一般的にセーフティネット貸し付けと言っておるのでございますけれども、これも累次対策で、例えば、業況が悪化している場合には一定の金利引下げを実施しておりますし、雇用を引き続き維持される場合には、従来の金利より一部下げるといような対応をさせて頂いています。

ただ、いずれにしましても、これは金融でありますので、足元中小企業者、なかなか資金繰りが苦しいと。ただし、実需、実体経済がうまく回っていくと、将来的には償還の可能性や堅実にやっていけるというようなところを踏まえての金融審査があるものですから、すべての中小企業者にあまねく保証とか融資が受けられるということはなかなか難しい、他方で、今の足元の状況を踏まえまして、審査においては中小・小規模事業者の事業実態によく踏み込んでご相談に応じてくれというようなところを、我々としても機会があるたびにお願いをしているというところでございます。

○吉野座長 若原課長補佐、いかがですか。よろしいですか。

今おっしゃったセーフティネットというか、IMFも今いろいろ金融基金出してやっているんですけども、難しい面がありまして、やっぱり構造改革をしなくてはいけないような中小企業の分野であれば、そこは構造転換のための融資のほうが本当はいいわけで、同じ事業をする、融資を続けるということは長期的には悪いことになるわけです。

ただ、一時的にこういう景気のために、その企業の資金繰りが悪くなって、将来的にはまた回復するのであれば、まさにセーフティネットが必要であると思うんですけども。そうしますと、やはり現場で担当している方々が本当にそれを見きわめてくださらないと、後で不良債権がたまることになるという部分もあると思うんですね。それが100%の信用保証をやった場合に、98年かにやったと思いますけれども、その後随分不良債権がたまったというのは、その部分があるような気がするんですけども。

それから、寺尾地域福祉課長のほうから消費者に関しましてセーフティネットございますでしょうか。

○寺尾地域福祉課長 厚生労働省におきまして21年度の補正予算案におきまして、生活福祉資金については連帯保証人がなくても借りられるようにいたしました。そして、金利につきましても3%から1.5%に引き下げるということをいたしました。具体的には、連帯保証人を確保できた場合には無利子にし、そして連帯保証人を確保できない場合には1.5%の利息を頂くといい改善でございます。

あと、雇用関係の貸付制度といたしまして、就職安定資金融資がございます。これは雇用と住居を同時に失った方々に対しまして、労働金庫から生活費と住居費、それと住居のための初期費用についてお貸しをすると、そして6カ月以内に就労に結びついた場合には、償還を一部免除するという制度を始めております。

あと、住宅手当の制度を新たに実施することにいたしております。これは、住居と雇用を一緒になくした場合等に住宅手当を支給するという一つの制度でございます。住宅手当とあわせて生活福祉資金なりの貸し付けを行い、生活を安定的にして頂こうということで、補正予算案に提出しているところでございます。

以上です。

○吉野座長 では、田中先生何かありましたら。

○田中委員 この多重債務者の救済の中で、過払金の返還請求によって債務の返済のプログラムがうまく回っているというケースはどのぐらいあるのでしょうか。この栗原市のケースでも見せて頂きますと、最初に弁護士さんなり司法書士さんが入られまして引き直し計算をすると

いう手続が書いてございますが、ここで過払金の返還請求がどのくらいその後の円滑さにつながっているのかというのが、もし事例がありましたら教えて頂きたいなと思ったんです。あるいは金融庁のほうでも結構ですけども。

○吉野座長 宇都宮先生のほうがお詳しいかもしれないので。

○宇都宮委員 さまざまなケースによって違うんですけども、大体取引期間が6年前後であれば債務がゼロになる可能性が強くて、それ以上利用している場合は過払金が発生するケースが多いです。

それで、今、弁護士会等に相談に来られている人は、10年以上にわたってずっと利用して返済を続けてきたという人も少なくありませんので、中には債務整理、表面的な数字だと破産をせざるを得ないケースでも、過払金が非常に多くて中には数百万から数千万に上るケースも珍しくありませんので、結局は、利息制限法で引き直し計算で残っていたとしても、回収した過払金でそれを払って債務がゼロで、破産手続も個人再生手続もしなくて済むというケースも珍しくありません。

それから、一部、国民健康保険は今、474万世帯の滞納が出てきているんですね。国民健康保険加入世帯の18.4%ぐらいが滞納してしまっていて、そのうちの34万世帯が長期滞納で保険証を取り上げられているようですけれども、この国保連と弁護士会が提携して、滞納者の中に多重債務者がいた場合は債務整理を弁護士会に紹介するという提携をやっているところもありまして、たまたま先日私が受けたケースでは調布のほうの方なんですけれども、50万ぐらい国保を滞納されていた方が来られまして、その人は7社か8社ぐらいの債務を抱えてしまっていて、20年以上にわたってずっと高利の返済を続けたために国保も滞納されていたんですね。ただ、それを今のところ過払金で1,000万以上回収していますので、最初回収したお金で国保は全額すぐ返済ができて、あとはその人の場合は老後の資金になっていますね。そういうようなケースもあります。

ただ、利用し始めてまだ数年という場合には、利息制限法で引き直し計算をしても過払金が発生しませんので、その残りの負債を破産申し立てをするのか、任意整理で分割弁済をやるのか、あるいはこういう栗原市のような低利のお金で切りかえるのか、そういう問題が生じます。だから、利用年数によって違いが出てくるわけですね。

ただ、一時、消費者金融白書といって、J C F Aがつくっていた白書があるんですけども、あの数年前の白書だと、当時消費者金融の利用者が1,400万人と言われていましたけれども、平均的な利用年数が6.5年で、10年以上が3割という統計が出された時期があるんですけども

も、そうすると10年以上が3割だとしたら1,400万で、420万は確実にちゃんと法的な整理をすれば過払金が返ってくるようなケースだろうと思います。それから、平均6.5年というと債務がゼロになる可能性もあるということですね。

ただ、そういう人たちがすべて相談しているかというと、この間の多重債務対策の取り組みによって相当相談窓口に行っていると思いますけれども、いまだにそういう窓口を知らなくて自殺とか夜逃げをしている人も少なくないのが現状なんですね。以前より随分改善されたんじゃないかと思っています。

それから、本多委員が先ほど自殺の問題に触れられましたけれども、いろんな報道では多重債務という区分けでは、平成19年と比較して平成20年は12%ですかね、多重債務を原因とする自殺者は減少しているという指摘がありましたけれども。ただ、まだまだそれが全体に波及していないということだと思います。

過払金の問題は、かなり救済に役立っているのではないかと思います。

○吉野座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、本多委員どうぞ。

○本多委員 セーフティネット貸し付け制度の問題についてちょっと教えて頂きたいんですが、先ほどの厚生労働省の方からご報告がありましたが、これは補正予算が通ることによって、今おっしゃったような保証人をつけなくてもいい、利息も下げるということ、私たち生活福祉資金の貸し付けの問題については本当にそういう保証人をつけなくてもいいという方向でぜひしてほしいと思っていたところですが、それがそういう方向で今進んできているということで、何とかぜひ通して頂きたいなというふうに思います。

それから、生活福祉資金とは別に総合支援資金（仮称）というふうに、これも何か今度の補正予算の中で出しているというふうに思うんですが、この問題についてもちょっと説明……

○寺尾地域福祉課長 それは生活福祉資金の中の資金種目でございます。

○本多委員 その一つでいらっしゃる。

○寺尾地域福祉課長 そうです。

○本多委員 はい、わかりました。

それから、中小企業庁の方、先ほど総額30兆円の融資枠の拡大ということで報告頂きましたが、実際にこの新聞にも広告されたりホームページでも大きく紹介されて、これはすごいなと思って実際に申し込みに行ったら、ここに書いているのはすべての業種を問わず、あるいは

事業状況などを問わず貸し付ける、特に業況の厳しい方に貸し付けるというふうになっているんですが、実際に貸し付けに行ったら、やっぱり断られたという事例があって、実際、じゃ、この貸し付けの中でどういう人が借りられていて、何件、幾らぐらい。それで、断った事例というのは、どういう方が断られているのかという何か具体的な事例と統計みたなのがあったら教えて頂きたいし、なかったら調べて頂いて報告頂ければありがたいんですが。

○吉野座長 企画官、いかがでしょうか。

○岩木金融課企画官 今のご質問ですけれども、例えば公庫への融資相談について、どういった事案が例えば融資金額満額とは言わないけれども採択されて、どういったケースが採択されないというのは、ちょっと個別事案なものですから、データもございません。

それでよく言われるのは、現状、非常に中小業者は資金繰り苦しいと。苦しいというのは、ある意味、従前の借り入れの返済にも非常に苦しさがあるということで、必ずしも新しくお金を事業者に入れるというよりも、既存の債務についてある一定の条件変更をして、月々の返済を軽くする。これは新しくお金を入れなくてもできる制度でございまして、実はそういったところを含めて中小企業者、必ずしもお金を入れるだけがいいケースとは限らずに、返済負担を、償還期間を長くして返済期間を軽くしてやるということも場合によっては効果的というふうに聞いているものですから、ちょっと多方面のやり方を含めて中小業者さんと政策金融公庫でしたら公庫と、保証協会でしたら保証というところでよく利用者さんの身になってご相談をしてくださいということをやらせておりますものですから。

したがいまして、一概にこういったケースはなかなか難しいとかというのを定量的に整理するというのはちょっとできないものですから、その点、ご理解を頂ければと思います。

いみじくも今、委員ご紹介されましたように緊急保証とセーフティネット貸し付け、これは中小企業者、小規模事業者にどんどんPRするということがあって、若干言葉じりのところが前のめりの言葉遣いをされているみたいで、例えば緊急保証、無担保8,000万円と書かれていますと、事業者は事業実態とか事業の体力に関係なく、一律みんな既得権益として使えるというような誤解も若干あったものですから、そこいらについては若干我々も反省して、広報等々については丁寧にやっていきたいというふうに思っています。

簡単ですけれども、以上でございます。

○吉野座長 では、宇都宮先生どうぞ。

○宇都宮委員 先ほどの生活福祉資金のセーフティネットの関係ですけれども、私、先週大阪で民生委員と児童委員の大会に呼ばれて、そこでお話しする機会があったんですけれども、そ

この担当の方が社会福祉協議会の方で、実は林さんといって、こちらの有識者会議で一度ヒアリングをしてもらった方なんです。

それで、今回の補正予算がこういう生活福祉資金の予算が拡大されるし、利用しやすくなった、よかったですねというお話をしたら、当事者としては非常に困惑しているような感じだったんですね。

どういうことかといいますと、利用しやすいのはいいけど、それをマネジメントするのは結局は社協の職員だということなんです。それで、社協の人件費とか人をふやす手当てがなされていないので、前回も言われていましたけれども、結局は担当者が1人ぐらいで、やりくりできるスタッフがふえないと幾ら使い勝手がよくてもそれがスムーズにいかないから、その手当てがなされていないというような指摘をされていたんですけれども、その点はいかがでしょうか、寺尾課長。

○吉野座長 寺尾課長、お願いいたします。

○寺尾地域福祉課長 大変細かいところまでご心配をおかけして申しわけないと思いますが、現在でも事務費の予算がありますが、これは現在2分の1の補助率でございますので、都道府県が付き合って頂けないと補助できないというところがございます。

あとまた今回の補正予算案でも、今後ある程度件数が伸びると思われまますので、そのために必要な事務費について手当てをするというように要求はしております。それも一応2分の1の補助率でございますので、地方財政が厳しいのでなかなかそこのおつき合いを頂けるかどうかということです。あとは社協のもう少し大きな課題としては、貸し付け件数よりも、その入口のところで相談に応じるという事務が多いんですが、そういった相談についてはそもそもが総務省の交付税の中で面倒見て頂いている部分もありますので、その要求もまたあわせてしていかなければいけないのかなというようには考えております。

一応、相当な額を積んでいるということでございます。それを増やすというのは今後なかなか至難のわざであろうというように考えております。

○吉野座長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。今日は委員の人数が少ないものですから、いつも時間がいつも足りなくて大体10分、15分延長してしまうんですけれども、今日は皆様から活発なご議論どうもありがとうございました。少し30分ほど早目ですけれども、いつも長引いておりますので、その分節約させて頂いたと思って頂ければと思います。

それでは、最後に今後の予定につきまして事務局のほうからご連絡をお願いいたします。

○小野信用制度参事官 本日も大変貴重なご報告、ご意見を頂きまして、ありがとうございます。本日のご議論も踏まえまして、引き続き効果的な多重債務者対策について検討を進めてまいりたいと思います。

今後の予定でございますが、先ほど吉野座長からもお話がございましたように、本日のヒアリングを終えまして昨年12月にご提示いたしました考え得るヒアリング項目、有識者会議としてヒアリングしたほうがいいと考え得るヒアリング項目をほぼすべてカバーすることになりますので、次回の会合におきましては本事務年度、平成20事務年度の、多重債務者対策本部に提出する、有識者会議の多重債務問題改善プログラムのフォローアップの報告について検討を行って頂ければと考えております。事務局のほうで、報告のたたき台を準備させていただきます。

日程につきましては、6月中旬を考えております。後ほど事務局から正式にご連絡させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○吉野座長 今日活発なご議論、どうもありがとうございました。

これをもちまして終了させて頂きたいと思います。

午後5時29分 閉会